

《資料紹介》

1775年に出版されたネケール『立法と穀物取引について』の諸版について
On 1775 editions of Necker's work *Sur la législation et le commerce des grains*

福島 知己

FUKUSHIMA Tomomi

ネケール¹の『立法と穀物取引について (Sur la législation et le commerce des grains)』は1774年9月13日に重農主義者のイニシアティヴでおこなわれた穀物取引の自由化実験(【図版1】を参照)を契機として著され、性急な自由化がもたらす混乱を指摘するため、1775年3月12日に印刷に付された²。印刷者はLaurent-François Prault、出版者はLaurent-Noël Pissot³。法律関連書の検閲を担当していたカデ・ド・セヌヴィルによって1775年4月18日付けで出された出版許可には、「本書に含まれる原則は政府がこの課題について発表している原則とは異なるものようであるが、著者は議論をしているのみであり、個人攻撃や糾弾をしているのではないから……、本書の印刷は有益なものでしかありえないと考えた」とある⁴。

この評にあるとおり、穀物取引自由化の是非は当時の世論を喚起した大問題であり、ネケール

¹ Necker のカタカナ表記についてこれまでネッケルと綴られることが多かったが、最近ではネケールと書く例が増えているようである。新しい例に倣う。

² 出版までの経緯がJean Egret, *Necker ministre de Louis XVI 1776-1790*, Honoré Champion, 1975, p. 34 sq. に簡潔にまとめられている。ネケールのこの著作の意義については本年報の31号(2011年)に掲載された安藤裕介「ネッケルにおける技法としての政治経済学 — 世論・市場・介入主義」を参照。

³ 奥付にDe l'imprimerie de Prault, Imprimeur du Roi, quai de Gêvresと、標題紙にA Paris, Chez Pissot, Libraire, quai des Augustins, près la rue Git-le-Cœurとそれぞれ表示されている。名はAugustin-Martin Lottin, *Catalogue chronologique des libraires et des libraires-imprimeurs de Paris depuis l'an 1470 ... jusqu'à présent*, 1789を参照して補う。Praultは印刷業一族の一員で、前年の1774年まで書籍商組合の参事を務めていたから、Pissotより格上とあってよい。

⁴ この出版許可は後述のPissot各版の巻末に収録されているもの。アベ・モルレの述懐によれば、書籍商による出版許可申請に先立ち、ネケールは財務総監チュルゴに草稿を読んでもらうため面会に訪れたが、チュルゴは一読もせず、好きなようにすればよいと答えた。カデ・ド・セヌヴィルは検閲にあたって念のためチュルゴに意見を求めたが、モルレの考えでは、チュルゴは出版の自由を第一に考えたので、出版許可に対して異論を唱えなかったという。*Mémoires de l'abbé Morellet, de l'Académie française, sur le dix-huitième siècle et sur la Révolution ...*, t. 1^{er}, Ladvocat, 1821, p. 231. ただし、警視総監ジャン＝シャルル＝ピエール・ルノワールによれば、ルノワールがチュルゴにネケールの著作について知らせたときの感触では、チュルゴは出版させたくなかったはずだという。Cf. Robert Darnton, « Le lieutenant de police J.-P. Lenoir La guerre des farines et l'approvisionnement de Paris à la veille de la Révolution », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome XVI, 1969, p. 613. 以上については、Léonard Burnand, *Les pamphlets contre Necker. Médias et imaginaire politique au XVIII^e siècle*, Garnier, 2009, p. 30の註1に要約されている。チュルゴの不快感については、彼が4月23日付けでネケールに送ったこの著作の受取状から見てとれる。チュルゴは、意見は人それぞれで構わないが、なにもいま出版することはない、と述べているのである。ネケールは早速翌日にやや感情的な返事を認めている。*Oeuvres de Turgot et documents le concernant, avec biographie et notes par Gustave Schelle*, t. 4^e, Alcan, 1922, pp. 412-413.

ルの批判は耳目を大いに引いた。ネケール自身の証言を聞こう。「私の出版業者は、ジュネーヴに50部しか送ってくれませんでした。この本はそれほど飛ぶような売れ行きだったわけです。在庫が尽きたので、第2版を刷るとのことです」⁵。事実、1775年のうちに第3版までが刷られ、翌年には第4版が、さらにロンドンで第3版をもとにした英語版が出版された。いずれの版にも著者名は記されていないが、英語版の翻訳者序文にはネケールであろうと書かれているから、だれが書いたかは当時から公然の秘密だったといえるのだろう⁶。

ところで、初版と推測される（つまり、標題紙にもその他の部分にも版表示が現れない）『立法と穀物取引について』を社会科学古典資料センターは4点所蔵しているのだが、内容を比較すると、どうやら2種類あるようなのである。以下ではその違いを示すところからはじめて、『立法と穀物取引について』の出版事情について、センター所蔵本をもとに若干の説明を試みたい。ただし、説明の過程で生じるさまざまな疑問のほとんどに拙文は十分に回答するものではなく、事実説明と若干の仮説の提示にとどまることをお断りしておく。

2種類の“初版”の標題紙には違いは見られず（【図版2】）、判型もおなじ8折、いずれの本文も4部構成で、1部から2部までの第1巻と3部から4部までの第2巻に分かれ（ただし標題紙は共通）、それぞれにページ番号が打たれており、ページ番号の打たれていないページを含めて数量はどちらも2 v. in 1 ([4], 236 ; 184, [2] p.)となっている。しかし、目立つ違いとして、巻末に付された出版許可（Approbation）、特認状（Privilège [sic] du Roi）、目次（Table des chapitres）の排列が異なっており、片方にだけ正誤表（Errata）がついている。便宜上、それぞれタイプA、タイプBと呼ぶことにして上記の違いをまとめれば、

タイプA： “Approbation” (p. [175]), “Privilège du Roi” (p. [175]-[176]), “Table des chapitres” (p. [177]-184), “Errata” (p. [185]), blank (p. [186])

タイプB： “Table des chapitres” (p. 175-184), “Approbation” (p. [185]), “Privilège du Roi” (p. [185]-[186])

となる⁷。タイプAのErrataで訂正を指示されている語句がタイプBでは本文中で直っているから、一見すると、タイプBがタイプAより後に刷られ、両者の相違を書誌学者のいう「発行」(issue)の相違または「異刷」(state)と結論づけてよいように思える。「出版後に差替えの必要が判明したときには、差替え本と非差し替え本の両方が一様に残存することになる。……その場合、どちらが先に発行されたものか認識する必要があるが、発行の順序を決めるのが困難だったり不可能だったりすることも多い。ただし、まったく差替えられていない本は最初に発

⁵ Lettre de Necker en date du 27 juin 1775, cité dans *Les correspondances des agents diplomatiques étrangers en France avant la Révolution ...* par Jules Flammermont, Imprimerie Nationale, 1896, p. 290.

⁶ *On the legislation and the commerce of corn; wherein the questions relating to exportation, importation, bounties, prohibitions, provisions of corn by public authority, &c. are fully discussed. Translated from the French. To which some notes are added*, Printed for T. Longman, 1776, Advertisement of the translator. 請求記号 貴 A689

⁷ 請求記号は貴 J 542 (タイプA)、Menger Fr. 1763、貴 A 45、貴 J 543 (タイプB)。タイプAの校合式を以下に示す。8° : π² A-O⁸ P⁶ ; A-L⁸ M⁴(M4+1)

行されたもののはずだとはいえる」⁸。この文章は、古版本において本文の訂正のために行われる紙葉の「差替え」(cancel)について述べたものだが、本件についても、本文最初の折丁の折記号がタイプAでは「A」となっているのに対して、タイプBでは(差替え紙葉の折記号でよく使われるように)アスタリスクを用いて「*A」となっていたり、タイプBの第2巻の173ページのように通常であれば指示行(direction line、本文より下部にある、印刷業者や製本業者が紙を重ねる順序を間違わないよう記号を記した行)になにも記す必要のないページにわざわざ「Vol. II *」と記載されているなど、差替え本に典型的な特徴が見られる⁹。

*

ここまでが前置きで、これから本題なのだが、実はタイプAとタイプBには、上述した以外にも本文の相違がある。というよりも、ほぼ毎ページにわたって、わずかな相違があるのである。違いのうちほとんどは【図版3】に例を示したように、句読点の有無や語頭の大字の使用に関するもの(Pays, Propriétaires, Nature等)で、変更を正当化する統一的な規則を見出すのは難しい。カンマは全体として減らされているが、新たに挿入されているものもある。語頭の大字の使用については同じ単語でも大字化されている場合とそうでない場合がある。誤記誤植の修正も、前述の正誤表で指摘されているもの以外に若干ある。また、同じ文章でも語間を詰めたり広く取ったりして、行送りが異なっている場合があり、ヘッドピースやテイルピースのような装飾的な図柄も異なっている。違いが見られないわずかなページについても、その裏面には修正がある。つかわれている活字には変わりなさそうだし、印刷に使用した料紙もおそらくおなじようである。標題紙はそれに先行するハーフタイトル(簡略標題紙)とともに、本文とは別の折丁を構成している。要するに、紙葉単位で差し替えがおこなわれているわけではなく、本文がすべて組みなおされ、同一の標題紙のもとで、すっかり差替えられている、あるいは、同じことを別の言い方で述べるにすぎないが、異なる二つの本文に対して同一の標題紙が貼りつけられているのである。

「全紙の印刷中またはその直後に差替えが必要だと判明したときには、おそらく、おなじ活字を用いて、必要な修正をくわえたうえで差替え紙が印刷されるであろう。しかし全紙〔の印刷〕が完了するとすぐ版をばらすのがかねてからの慣習であった。〔すると、〕一行ずつ新たに植字することが、変更の程度によってそれをできない場合を除いて、行われるであろう。その

⁸ Chapman, R.W., *Cancels*, Richard R. Smith, 1930, p. 61. ほとんどの場合、発行の相違を判定する基準となるのは標題紙の相違であるから、その基準を当てはめれば、ここでは標題紙は共通していて、本文が相違しているわけで、発行の相違とはいえない。ただしバウアーズは、発行の第2のパターンとして「特殊な場合には、最初の版面が組みなおされるとか、多少差し替えがあるとか、活字をあたらしく組んで追加するとか、新しくヘッドライン、指示行、あるいはオーナメントをあたらしい刷の一部として追加したような形式の版」も挙げている(Bowers, Fredson, *Principles of Bibliographical Description*, Princeton University Press, 1949, p. 41)。この場合は発行の相違といえなくもない。いずれにせよ、異刷の条件はそなえている。異刷とは「組版の一部分に変更のみられる本」のことであり、もっと正確にいえば、「印刷中であっても市販後であっても、主に誤植訂正のためか、あるいは時間的には多少後になってもその版の「理想本」を作るためになされた手直し」(ibid., p. 42)を含む本である。なおこのあたりの用語については、高野彰『増補版 洋書の話』丸善、1995年を参照。バウアーズの訳も同書による(ただし一部変更している)。

⁹ Cf. Ibid., pp. 23-24.

場合には差替え紙は当初の活字から行われたかのように見えるから、ごく綿密に吟味しなければ版を組みなおしたとはわからない。組みなおしによって改めて誤りが生じるかもしれないが、そうした誤りは差替えられた紙葉（もしそれが利用可能なら）と照合することによって明らかとなる」¹⁰。

熟練の職人が注意して作業したとしても、手作業に間違いはつきものである。実際、タイプ A とタイプ B を比較すると、すでに指摘したように正誤表で挙げられているすべての誤植が修正されている反面、タイプ A では第 1 巻 80 ページから次のページにかけて *ce travail, évalué en argent, les a dispensés d'examiner* と正しく綴られていたのに、タイプ B では *dispensé* となってしまう。さらに、あらためて版組したとき、たとえおなじ職人がおなじ活字を用いるにしても、行送りについてはその場の判断で詰めることも次行に送ることもできるわけだから、全体には影響しないものの、細部に多少の相違が生じるであろう。ヘッドピースやテイルピースは隙間を埋めるだけだから、おなじものをつかう必要がないと判断されたかもしれない。つまりこれらの変更については植字工によるものとみなしてよいように思える。では語頭の大字化や句読点の使用法についてはどうだろうか。冒頭で引用したネケールの証言を信じるなら、彼自身は印刷に立ち会っていないようであり、改訂内容を考えても、彼が差替えを指示したようではない。これも植字工によるものだろうか。その際に元の原稿を参考にしたかどうかはわからないが、さしあたりそう結論づけてよいように思える。

いずれにせよいくつかの疑問は残る。タイプ B が差替えであるとして、それを明示する記号アスタリスクが記されているページは、第 1 巻 1 ページ (¹A1^r)、15 ページ (¹A8^r)、17 ページ (¹B1^r)、31 ページ (¹B8^r)、225 ページ (¹P1^r)、227 ページ (¹P2^r)、第 2 巻 173 ページ (²L7^r) にすぎない。どういう基準でつけられているのだろうか。そもそもすべて差替えられているのに、わざわざアスタリスクを記す必要があるだろうか。

また、これほど大掛かりな差替えをおこなわなくてはいけなかった理由についてはどうだろうか。ひとつの推測を、第 2 巻の巻末に掲げられている国王特認状の文面から行うことができるかもしれない。タイプ A では以下の通りである。

「Privilège du Roi. LOUIS, par la grace de Dieu, Roi de France & de Navarre : A nos amés & féaux Conseillers les Gens tenans nos Cours de Parlement, Maître des Requêtes ordinaires de notre Hôtel, Grand-Conseil, Prevôt de Paris, Baillifs, Sénéchaux, leurs Lieutenans Civils, & autres nos Justiciers qu'il appartiendra, SALUT. Notre amé le Sieur Pissot, Libraire à Paris, Nous a fait exposer qu'il désireroit faire imprimer & donner au Public, un Ouvrage intitulé : *De la Législation sur le Commerce des Grains* ; s'il Nous plaisoit lui accorder nos Lettres de Permission pour ce nécessaires. ... DONNÉ à Versailles, le dix-neuvième jour du mois d'Avril, l'an de grace mil sept cent soixante-quanze, & de notre Regne le premier. Par le Roi en son Conseil. Signé, LE BEGUE. *Registré sur le Registre XIX de la Chambre Royale & Syndicale des Libraires & imprimeurs de Paris, fol. 411, conformément au Règlement de 1723. A Paris, ce 27 Avril 1775. SAILLANT, Syndic.*」

タイプ B では次のように変わっている（下線部が変更された部分）。

¹⁰ Chapman, *op. cit.*, p. 11.

「Privilège du Roi. LOUIS, par la grace de Dieu, Roi de France & de Navarre : A nos amés & féaux Conseillers les Gens tenans nos Cours de Parlement, Maître des Requêtes ordinaires de notre Hôtel, Conseils Supérieurs, Prevôt de Paris, Baillifs, Sénéchaux, leurs Lieutenans Civils, & autres nos Justiciers qu'il appartiendra, SALUT. Notre amé le Sieur ***, Nous a fait exposer qu'il désireroit faire imprimer & donner au Public, un Ouvrage intitulé : Sur la Législation & le Commerce des Grains ; s'il Nous plaisoit lui accorder nos Lettres de Permission pour ce nécessaires. ... DONNÉ à Paris, le dix-neuvième jour du mois d'Avril, l'an de grace mil sept cent soixante-quanze, & de notre Regne le premier. Par le Roi en son Conseil. Signé, LE BEGUE.」
(末尾の登記簿についての記述は見当たらない。)

関係する役職名のひとつが変更されているほか、特認をあたえられた業者名が伏字になっており、書名が現状のものに変わっている。そして、特認状の発行地がヴェルサイユからパリに変わっているのである。

版をばらした後になって、国王特認状の文面に誤りまたは変更があったことが判明し、それを訂正する都合があったので、ついでに誤植も修正することにし、全体を復元した。その過程で、大文字の使用や句読点について相違が生じた。すでに市場に流通していた分についてはそのままにしたが、残りは差替え版を使用した。版違いを名乗るべき事情による訂正ではないので、特に版表示はしなかった。以上が最初にたてられる仮説である。

*

ところが、この仮説はどうやら正しくないようなのである。センターは、上記の2種類の「初版」にくわえて、「第2版」と記載された内容の異なる2冊と「第3版」と記載された本文の異なる2冊を所蔵しているのだが、それぞれ比較すると、どうにも平仄が合わない。

センター所蔵の第2版その1¹¹は、標題紙は初版と類似しているが、「第2版」という表記がくわえられている。標題紙に出版者名 Pissot が、奥付に印刷者名 Prault が記載されている点も変わらない。本文の体裁は初版タイプ A およびタイプ B と似通っているが、大文字の使用法や句読点の使用について、いずれとも異なる。そして、本文中に初版には見られなかった文法上の誤りがいくつか現れており、それらが巻末の誤植で指摘されている。その他、第1巻53ページ (¹D3^r)、137ページ (¹I5^r)、215ページ (¹O4^r)、221ページ (¹O7^r)、第2巻19ページ (²B2^r)、41ページ (²C5^r)、59ページ (²D6^r)、115ページ (²H2^r) の折記号がアスタリスクを伴っており（折記号が記されていないときはアスタリスクのみが打たれており）、実際に差替えられているようである（ページが切り取られ、残った部分を糊代にして別の紙が貼り付けられている）。出版許可、特認状、目次の文面は初版タイプ A と変わらない。

センター所蔵の第2版その2¹²は、標題紙を含めて体裁が他とまったく異なっている。[2], vj, 275, [1] p. の1巻本。判型は他が8折版であるのにたいして、これは8折半裁紙版 (octavo in fours) であり、レイアウトに大いに相違があるだけでなく、料紙や活字も異なっているよ

¹¹ 請求記号 貴 J 544。

¹² 請求記号 貴 J 545。

うである（【図版 4】）。出版者名 Pissot が標題紙に記載されているが、奥付が見当たらず、印刷者名は明示されていない。巻末に出版許可が掲載されているが、特認状は掲載されていない¹³。

第 3 版についてもセンターは 2 種類を所蔵している。そのどちらも、第 2 版同様、初版と類似した標題紙を「第 3 版」という表示入りで使用している。本文については、片方¹⁴は巻末の出版許可、特認状、正誤表をはじめとして細部にいたるまで初版タイプ A とまったく同一であり、他方は¹⁵初版タイプ B とまったく同一である。透かしを見ると、料紙も初版とおなじものようである。

いくつかの疑問が生じる。センター所蔵の第 2 版その 1 はまさしく改版であり、売れ行き好調なのを見て Pissot が Prault に作らせたものであろう。しかし第 2 版その 2 は Prault による印刷ではないのではないだろうか。Pissot が他の印刷業者に頼んだという可能性もあるが、特認状が記載されていないことから、海賊版という可能性もあるように思える。

第 3 版はどのようにして作成されたものだろうか。ラプージュは「Pissot による再版 (réimpression) は初版を一字一句なぞっており (reproduisent l'original page pour page)、出版年や活字の擦れぐあい (la lettre cassée) を見なければ区別がつかない」¹⁶と述べ、Pissot が (正確には印刷者である Prault が) 初版を完璧に再現したことを示唆している。しかし、当時の印刷技術からいって、ここまで正確に再現することは不可能であろう。そのうえわざわざ 2 種類作る理由が理解できない。むしろこれらは初版そのものと考えたほうが自然ではないだろうか¹⁷。すなわち、センターが所蔵している 2 種類の第 3 版はそれぞれ第 1 版タイプ A とタイプ B の再発行と考えられる。第 3 版の作成を検討したとき、書籍商から売れ残りの第 1 版タイプ A とタイプ B の本文を取り戻したか、あるいは使用しないつもりで倉庫に仕舞いこんでいたものを経費削減のため使用することにして、これに第 3 版を名乗るあらたな標題紙をつけ、販売したのではないだろうか。

ところで、最初にたてた仮説に従えば、初版タイプ A に記載されている特認状 (ヴェルサイユで発行されたと表示されているもの) が誤っていて、そのためタイプ B に差替える必要があった。しかし上記のように、第 2 版その 1 に掲載されている特認状は初版タイプ A のものと同一文面であり、第 3 版 (第 1 版の再発行) ではタイプ A をタイプ B と区別なく利用しているわけだから、タイプ A は破棄されるべきものと考えられていたわけではなく、事実上、特認状の違いには頓着されていなかったことになる。つまり最初にたてた仮説は誤りということになる。

あらためて初版タイプ A とタイプ B の特認状の違いを見よう。タイプ B では、特認を認められた出版業者の名前が隠されていた。この点を重視すれば、次のような仮説も立てられるのではないだろうか。すなわち、Prault はタイプ A を Pissot に引き渡した後になって、な

¹³ 標題紙に「Avec approbation」とだけ書いてあるので、特認状を欠いているのはセンター所蔵本の欠落ではなく、この異本の固有性である。

¹⁴ 請求記号 貴 J 315。

¹⁵ 請求記号 貴 J 546。

¹⁶ Vacher de Lapouge, C., *Necker économiste*, Marcel Rivière, 1914, p. 6. ラプージュは私が「第 2 版その 2」と呼んだものは見なかったことになる。

¹⁷ センターが所蔵する初版タイプ B に該当する 3 冊のいずれにも第 2 巻 149 ページ (²K3^o) の折記号 K の右側に活字の縁の跡のようなものがあるが、これは第 3 版を名乗るものにも見つかる (【図版 5】)。

んらかの事情で違う版元での出版を模索せざるをえなくなり、実際に印刷をおこなった。このため特認をうけた Pissot の名前を特認状の文面から取り除いた。しかし、けっきょく元の鞘に収まった。名前が秘匿されていても間違いというほどではないので、特認状の違いについて考慮する必要がなくなり、また発行部数をできるだけ増やす都合もあったので、どちらの刷も区別なく用いることになった。これが第2の仮説である。

*

実際のところ拙文は仮説を提示しているにすぎず、これ以上の検証はおこなえなかった。センター所蔵本からいえるのは上記のことがらであるが、ラプージュは「Pissot による再版」とのみ書いているのだから第2版についても初版と同一の本文のものがあるかもしれず、さらにまた別の異本が見つければ、あらためて検討が必要になるであろう。この点なにかご存じの方がいらっしゃれば、情報提供をお願いしたい所以である。

最後にいくつか関連することがらを記しておこう。

Henry Higgs, *Bibliography of economics 1751-1775*¹⁸ は 1775 年版の『立法と穀物取引について』を 4 種類掲げている。このうち番号 6260 が振られているのが初版タイプ B に当てはまる (3 parties en 2 tomes と書かれているが、実際は 4 parties en 2 tomes である)。番号 6261 は私が第2版その2と呼んだもの、番号 6262 は私が第2版その1と呼んだものに相当する。番号 6263 は第3版であるが、同書が主要な調査対象とした Goldsmiths'-Kress Library に収録されているのはタイプ A の再発行である (以上 4 冊が Goldsmiths'-Kress Library に収録されている)。

Goldsmiths'-Kress Library に収録されている 4 冊はデジタル版を Making of the Modern World Part 1 で読むことができる。フリーのデジタル版はバイエルン州立図書館所蔵本をもとにしたものとミシガン大学の蔵書をもとにしたものがいずれも Google Books から公開されているが、前者は初版タイプ A と、後者は私が第2版その1と呼んだものと一致している¹⁹。

ところで、センターが所蔵するネケール全集 (出版者記載なし) では第5巻 (1785 年刊) に本書「立法と穀物取引について」が収められているが、そのテキストを見ると、綴りがしばしば書き改められているほか、大文字の使い方や句読点の打ち方について、2 種類の初版のどちらとも、また第2版その1とも一致していないことがわかる²⁰。また 1820 年に孫のオーギュスト＝ルイ・ド・スタール＝ホルスタイン男爵によって出版された全集にも同様の違いがあって、どれとも一致していない²¹。要するにテキストのこうした細かな違いなど当時だれも頓着していなかったかのようなのであるし、それが内容理解にかかわるとは感じられていなかったかのようなのである。

しかしネケールの著作をめぐる出版事情という点ではこうした違いのある諸版がともに流通していたということそのものにながしかの意味を見いだすこともできるように思う。ちなみに詳述する余裕はないが、センターが所蔵しているおなじくネケールの *Compte rendu au roi*

¹⁸ Cambridge University Press, 1935, pp. 622-3.

¹⁹ 2013 年 12 月 16 日確認。

²⁰ *Œuvres complètes de M. Necker*, [S.l. s.n.], t. 5, 1785. 請求記号 貴 A41(5)。

²¹ *Œuvres complètes de M. Necker*, publiées par M. le baron de Staël, Treuttel et Würtz, t. 1, 1820. 請求記号 貴 A 947(1)。

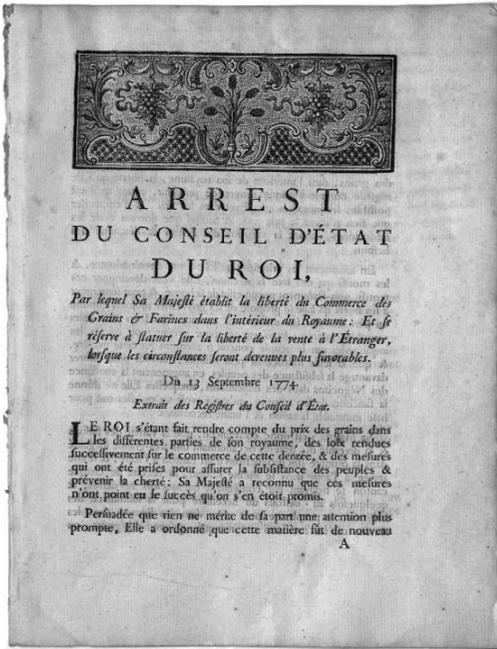
... *au mois de Janvier 1781*, A Paris, De l'Imprimerie du Cabinet du roi, 1781) にも、標題紙は共通しているが本文がそっくり差替えられた異刷があり²²、そのこと自体はとりたてて珍しいことではなかった可能性もある。いずれにせよ、古版本については同年に同一出版者が刊行した同一タイトルだからどれでも同じはずなどと速断せず、内容を仔細に比較できるよう環境を整える必要があるといえる。

なお、ここまで言及した『立法と穀物取引について』初版、第2版、第3版それぞれ2種類は、いずれも「近代ヨーロッパ社会科学貴重書」文庫に収められている（初版のタイプBは同一内容のものがメンガー文庫と一般貴重書にも収められている）。近代ヨーロッパ社会科学貴重書は1979年に一橋大学が当時の文部省の予算でいわゆる黒字減らしの一環として購入した大型コレクションのひとつで、旧蔵者は明らかでないが、丸善を通じて購入されたものである。従ってこれらはたまたま一箇所に集まったわけではなく、このようなものとして、あえて集められたということになる。実際に、購入の際、支払額を抑えるために、コレクション内で重複しているタイトルの一部を返品することも行われているが、これらはその対象にならなかった。してみると、殊更このような駄文を弄するまでもなく、異同のあることは当時の関係者たちによって十分に看取されていたわけである。こと書物への感受性という点では、先人たちの水準から墮落の一途をたどるのみであり、撞着語法のそしりをまぬがれないにしても先生畏るべしと言ってみたくなることを記して結びとしたい。

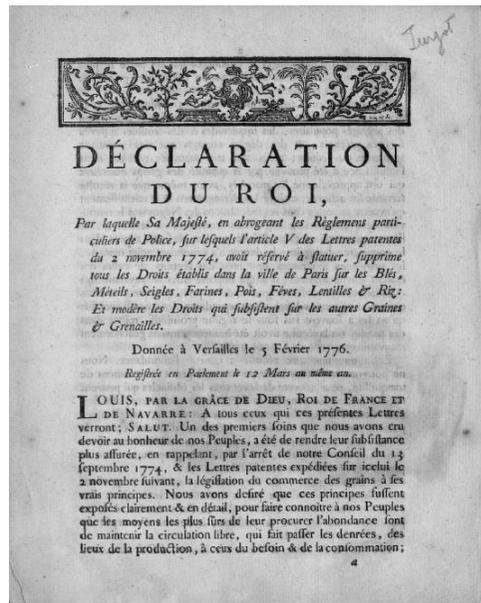
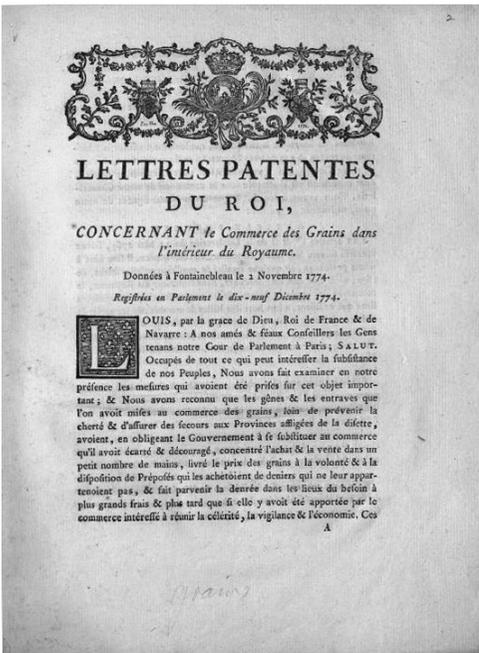
本研究は JSPS 科研費 23330066、23520894 の助成を受けたものです。

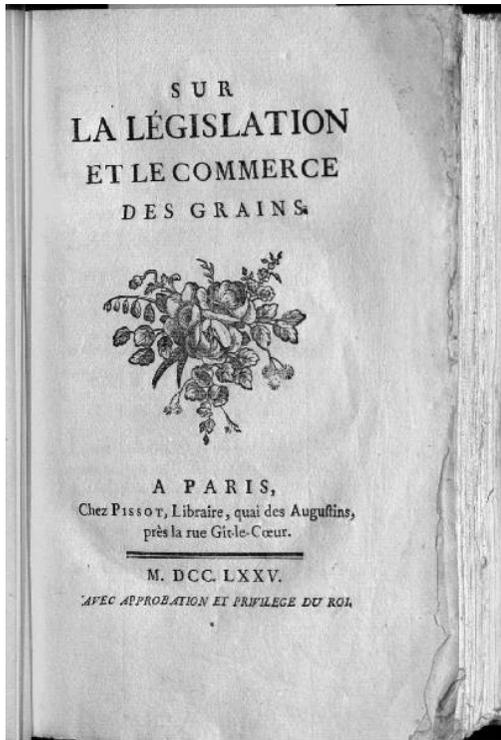
(一橋大学社会科学古典資料センター専門助手)

²² 差替えられていないものの請求記号 貴 J530。差替えられているものの請求記号 貴 J529。後者はすべての折丁の先頭ページの折記号がアスタリスクを伴っており、差替えであることを示す。



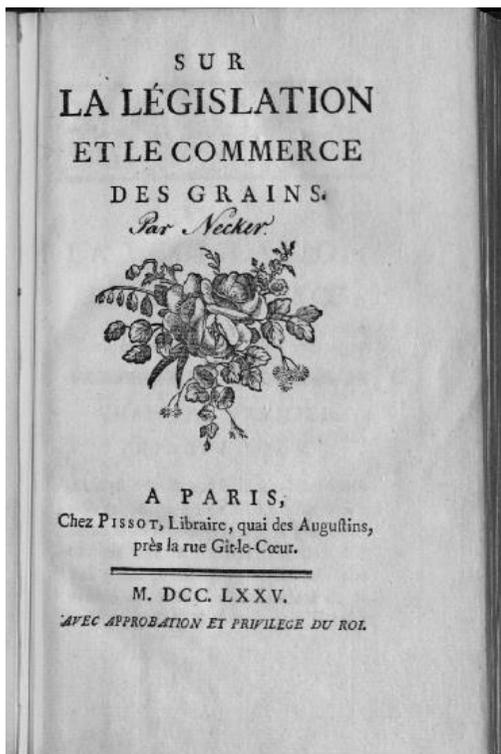
【図版1】 穀物取引の自由化は、1774年9月13日の国王諮問会議で決定された（左上）後、11月2日付けの開封勅書（左下）であらためて伝えられた。とはいえ、1776年2月5日の王令でもパリで穀物取引を規制していたボリスの解体が宣せられている（右下）のだから、自由化が即座に実効性をもったわけではなく、その是非は世論を大いに喚起した。この意味で、『立法と穀物取引について』の出版は時宜を得たものだった。

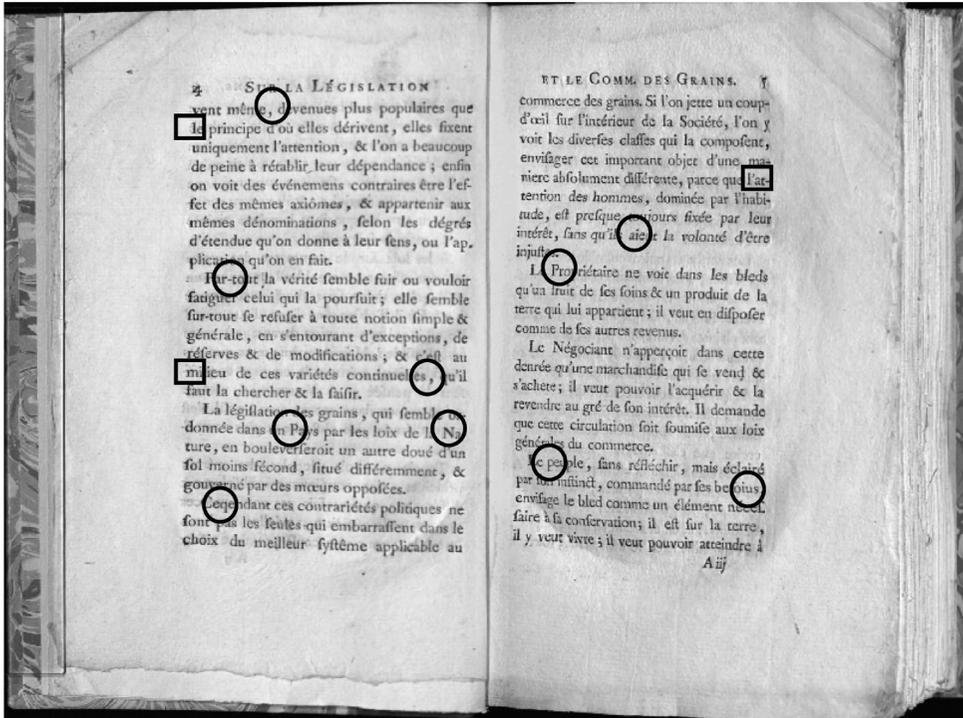




【図版2】『立法と穀物取引について』初版タイプA（上、貴J 543）とタイプB（下、貴J 542）。

（次ページ）【図版3】それぞれの45ページ。カンマの位置、語頭の大文字の使用、行送りが一部異なっているほか、タイプAの誤植（Cequendant と befoius）がタイプBでは訂正されている。





4 SUR LA LÉGISLATION

vent même, devenues plus populaires que le principe d'où elles dérivent, elles fixent uniquement l'attention, & l'on a beaucoup de peine à rétablir leur dépendance; enfin on voit des événemens contraires être l'effet des mêmes axiomes, & appartenir aux mêmes dénominations, selon les degrés d'étendue qu'on donne à leur sens, ou l'application qu'on en fait.

Partout la vérité semble fuir ou vouloir fatiguer celui qui la poursuit; elle semble surtout se refuser à toute notion simple & générale, en s'entourant d'exceptions, de réserves & de modifications; & c'est au lieu de ces variétés continuelles, qu'il faut la chercher & la saisir.

La législation des grains, qui semble donnée dans un Pays par les loix de la Nature, en bouleverseroit un autre doué d'un sol moins fécond, situé différemment, & gouverné par des mœurs opposées.

pendant ces contrariétés politiques ne font pas les seules qui embarrassent dans le choix du meilleur système applicable au

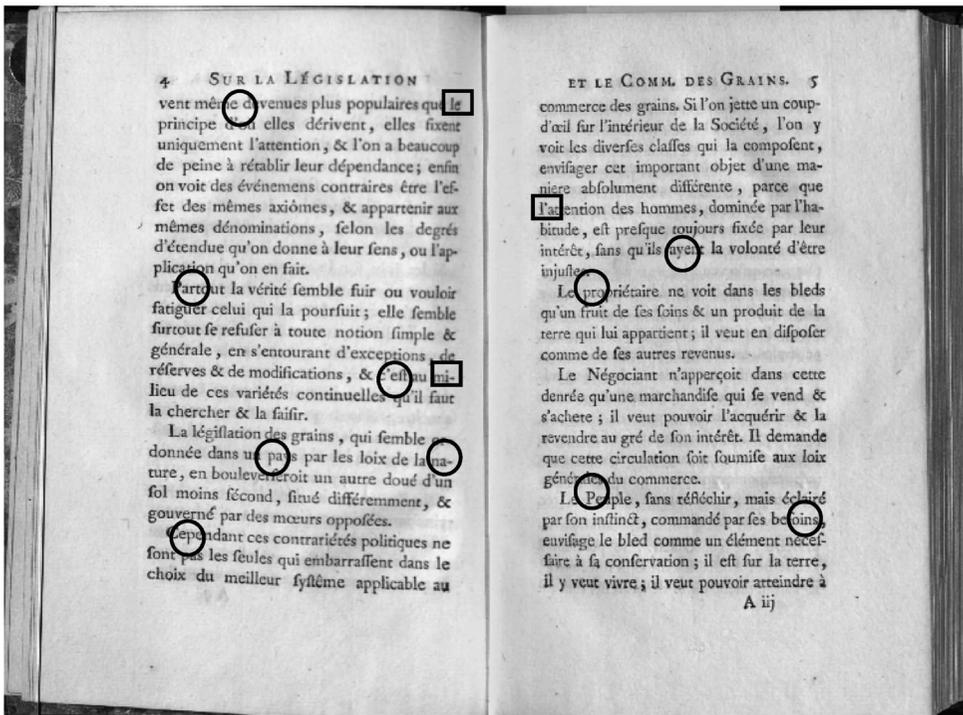
ET LE COMM. DES GRAINS. 1

commerce des grains. Si l'on jette un coup-d'œil sur l'intérieur de la Société, l'on y voit les diverses classes qui la composent, envisager cet important objet d'une manière absolument différente, parce que l'attention des hommes, dominée par l'habitude, est presque toujours fixée par leur intérêt, sans qu'ils aient la volonté d'être injustes.

Le Propriétaire ne voit dans les bleds qu'un fruit de ses soins & un produit de la terre qui lui appartient; il veut en disposer comme de ses autres revenus.

Le Négociant n'aperçoit dans cette denrée qu'une marchandise qui se vend & s'achete; il veut pouvoir l'acquérir & la revendre au gré de son intérêt. Il demande que cette circulation soit soumise aux loix générales du commerce.

Le Peuple, sans réfléchir, mais entraîné par son instinct, commandé par ses besoins, envisage le bled comme un élément nécessaire à sa conservation; il est sur la terre, il y veut vivre; il veut pouvoir atteindre à



4 SUR LA LÉGISLATION

vent même, devenues plus populaires que le principe d'où elles dérivent, elles fixent uniquement l'attention, & l'on a beaucoup de peine à rétablir leur dépendance; enfin on voit des événemens contraires être l'effet des mêmes axiomes, & appartenir aux mêmes dénominations, selon les degrés d'étendue qu'on donne à leur sens, ou l'application qu'on en fait.

Partout la vérité semble fuir ou vouloir fatiguer celui qui la poursuit; elle semble surtout se refuser à toute notion simple & générale, en s'entourant d'exceptions, de réserves & de modifications, & c'est au lieu de ces variétés continuelles, qu'il faut la chercher & la saisir.

La législation des grains, qui semble donnée dans un pays par les loix de la nature, en bouleverseroit un autre doué d'un sol moins fécond, situé différemment, & gouverné par des mœurs opposées.

pendant ces contrariétés politiques ne font pas les seules qui embarrassent dans le choix du meilleur système applicable au

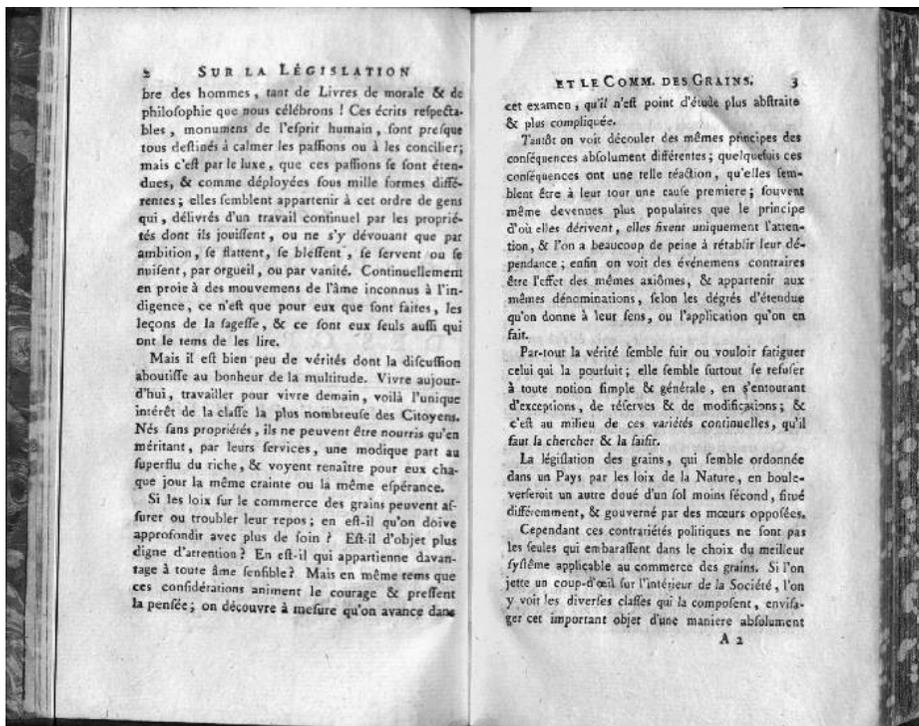
ET LE COMM. DES GRAINS. 5

commerce des grains. Si l'on jette un coup-d'œil sur l'intérieur de la Société, l'on y voit les diverses classes qui la composent, envisager cet important objet d'une manière absolument différente, parce que l'attention des hommes, dominée par l'habitude, est presque toujours fixée par leur intérêt, sans qu'ils aient la volonté d'être injustes.

Le Propriétaire ne voit dans les bleds qu'un fruit de ses soins & un produit de la terre qui lui appartient; il veut en disposer comme de ses autres revenus.

Le Négociant n'aperçoit dans cette denrée qu'une marchandise qui se vend & s'achete; il veut pouvoir l'acquérir & la revendre au gré de son intérêt. Il demande que cette circulation soit soumise aux loix générales du commerce.

Le Peuple, sans réfléchir, mais entraîné par son instinct, commandé par ses besoins, envisage le bled comme un élément nécessaire à sa conservation; il est sur la terre, il y veut vivre; il veut pouvoir atteindre à



5 SUR LA LÉGISLATION

bre des hommes, tant de Livres de morale & de philosophie que nous célébrons ! Ces écrits respectables, monuments de l'esprit humain, sont presque tous destinés à calmer les passions ou à les concilier; mais c'est par le luxe, que ces passions se font étendues, & comme déployées sous mille formes différentes; elles semblent appartenir à cet ordre de gens qui, délivrés d'un travail continu par les propriétés dont ils jouissent, ou ne s'y dévouant que par ambition, se flattent, se blessent, se servent ou se nuisent, par orgueil, ou par vanité. Continuellement en proie à des mouvements de l'âme inconnus à l'indigence, ce n'est que pour eux que sont faites, les leçons de la sagesse, & ce sont eux seuls aussi qui ont le tems de les lire.

Mais il est bien peu de vérités dont la discussion aboutisse au bonheur de la multitude. Vivre aujourd'hui, travailler pour vivre demain, voilà l'unique intérêt de la classe la plus nombreuse des Citoyens. Nés sans propriétés, ils ne peuvent être nourris qu'en méritant, par leurs services, une modique part au superflu du riche, & voyent renaitre pour eux chaque jour la même crainte ou la même espérance.

Si les loix sur le commerce des grains peuvent assurer ou troubler leur repos; en est-il qu'on doive approfondir avec plus de soin ? Est-il d'objet plus digne d'attention ? En est-il qui appartienne davantage à toute âme sensible ? Mais en même tems que ces considérations animent le courage & pressent la pensée; on découvre à mesure qu'on avance dans

ET LE COMM. DES GRAINS. 3

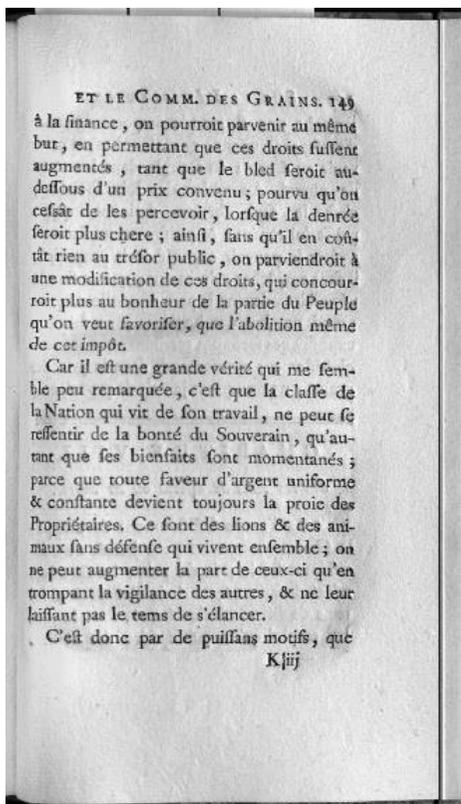
cet examen, qu'il n'est point d'étude plus abstraite & plus compliquée.

Tantôt on voit découler des mêmes principes des conséquences absolument différentes; quelquefois ces conséquences ont une telle réaction, qu'elles semblent être à leur tour une cause première; souvent même devenues plus populaires que le principe d'où elles dérivent, elles fixent uniquement l'attention, & l'on a beaucoup de peine à rétablir leur dépendance; enfin on voit des événemens contraires être l'effet des mêmes axiomes, & appartenir aux mêmes dénominations, selon les degrés d'étendue qu'on donne à leur sens, ou l'application qu'on en fait.

Par-tout la vérité semble fuir ou vouloir fatiguer celui qui la poursuit; elle semble surtout se refuser à toute notion simple & générale, en s'entourant d'exceptions, de réserves & de modifications; & c'est au milieu de ces variétés continuelles, qu'il faut la chercher & la saisir.

La législation des grains, qui semble ordonnée dans un Pays par les loix de la Nature, en bouleverseroit un autre doué d'un sol moins fécond, situé différemment, & gouverné par des mœurs opposées.

Cependant ces contrariétés politiques ne sont pas les seules qui embarrassent dans le choix du meilleur système applicable au commerce des grains. Si l'on jette un coup-d'œil sur l'intérieur de la Société, l'on y voit les diverses classes qui la composent, envisager cet important objet d'une manière absolument



ET LE COMM. DES GRAINS. 149

à la finance, on pourroit parvenir au même but, en permettant que ces droits fussent augmentés, tant que le bled seroit au-dessous d'un prix convenu; pourvu qu'on cessât de les percevoir, lorsque la denrée seroit plus chère; ainsi, sans qu'il en coûtât rien au trésor public, on parviendroit à une modification de ces droits, qui concourroit plus au bonheur de la partie du Peuple qu'on veut favoriser, que l'abolition même de cet impôt.

Car il est une grande vérité qui me semble peu remarquée, c'est que la classe de la Nation qui vit de son travail, ne peut se ressentir de la bonté du Souverain, qu'autant que ses bienfaits sont momentanés; parce que toute faveur d'argent uniforme & constante devient toujours la proie des Propriétaires. Ce sont des lions & des animaux sans défense qui vivent ensemble; on ne peut augmenter la part de ceux-ci qu'en trompant la vigilance des autres, & ne leur laissant pas le tems de s'élançer.

C'est donc par de puissans motifs, que

(上) 【図版4】第2版その2(貴J 545)。他と外観がまったく異なる。

(下) 【図版5】第3版タイプB(貴J 546)第2巻149ページでは、折記号(一番下の右端)のKとiijのあいだに活字の縁の跡のようなものが印刷されている。同じ跡がセンターで所蔵されている初版タイプBに該当する3冊(Menger Fr. 1763、貴A 45、貴J 543)のいずれにも見つかると。